

今後の検討の体制及び検討スケジュール（案）

平成 20 年 10 月 15 日

内閣府 経済社会総合研究所 国民経済計算部

<当面の会議開催スケジュール>

- 20 年 10 月 15 日 : 国民経済計算部会 (議題: 作成基準、今後の検討体制・スケジュール、経済センサス導入に伴う確報の推計方法)
- 11 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会 (議題: 作成基準)
- 21 年 1 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会 (議題: 作成基準、93SNA 改定)
- 2 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会 (予備) (議題: 作成基準、93SNA 改定)
- 3 月ごろ : 国民経済計算部会 (議題: 作成基準、93SNA 改定)
- 4 月ごろ : 国民経済計算部会 (議題: 作成基準の変更、93SNA 改定、基本計画関係の課題)

1 作成基準・作成方法関係

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
作成基準の設定 (法第 6 条)	勘定体系・新分野	平成 20 年 9 月: 統計委員会諮問 10 月 15 日: 国民経済計算部会の審議 本文の検討① 統計委員会への部会報告 11 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会の審議 本文の検討② 平成 21 年 1 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会の審議 本文の検討③・答申案の検討① (2 月ごろ : 勘定体系・新分野専門委員会の審議 本文の決定・答申案の検討② 予備) 3 月 : 国民経済計算部会の審議 答申案の決定 統計委員会答申 4 月 (統計法施行日): 作成基準の決定・公示
93SNA の改定の導入や基本計画実施に伴う作成基準の変更 (法第 6 条)	勘定体系・新分野	平成 21 年 4 月: 統計委員会諮問 以降、国民経済計算部会、勘定体系・新分野専門委員会等の審議 (平成 22 年基準改定における導入の検討終了時点までを目途)
作成方法 (法第 26 条)	(作成方法の諮問は、総務大臣が意見する場合)	平成 20 年 11 月ごろ: 必要に応じ部会委員等に個別説明 平成 21 年 4 月ごろ : 作成方法の総務大臣への通知 以降、総務大臣から作成方法の統計委員会諮問・答申 (総務大臣が作成方法に意見する場合)
施行状況 (法第 55 条)	(意見具申の場合に調査審議)	平成 21 年度以降: 総務大臣による統計法の施行状況の統計委員会への報告 (以降、毎年度) (内閣府から、総務省への施行状況の報告) 以降、統計委員会の統計法の施行状況に関する意見具申

2 93SNAの改定関係

<当面の検討スケジュール>

	内容
国民経済計算部等における検討	<p>～平成21年8月 44の課題に関して部内検討。課題ごとに、現状の推計方法の整理、導入の可否、導入時期（H17基準改定、産業連関表に反映した上でH22基準改定、基準改定の間）を決定。（日本銀行等とも共同して検討）</p> <p>なお、93SNAにおける議論では、導入の可否について結論が得られるまでに、試算を行っており、今回についても同様のプロセスが必要な場合は、検討期間が延びる可能性が高い。</p> <p>平成21年1月～ 統計委員会にて順次検討 平成21年3月～ 基準改定作業の検討 時期未定 非金融資産の測定に関する研究作業の開始 R&D サテライトもしくは、関連サテライトの導入に向けた検討を行う 年金基金推計に関する関係府省等での検討</p>
翻訳作業等	<p>平成20年10月～ AEG 提言・ドラフトの仮訳の順次提供を開始見込み（9月関連機関向けに試験的な提供開始、10月HP上での提供を検討） 平成21年 時期未定 Volume2ドラフト仮訳作成作業開始 3月 国連統計委員会にてVolume2も含めて、2008SNAの採択予定 3月～平成26年頃 各種マニュアル・ハンドブック類の公表見込み 平成21年4月～6月 2008SNA マニュアルの翻訳開始</p>
（参考）93SNAの検討スケジュール	<p>平成4年3月 「SNA整備に関する特別研究会（主査 高木先生）」開催。93SNAについて議論（平成6年3月まで計7回） 8月 勧告のほぼ全文作成 平成5年2月 国連統計委員会での採択 平成6年7月 国民経済計算調査会議での審議 平成6年11月 勘定委員会での議論（平成7年12月まで6回） 平成7年初 確定版マニュアルの公表 平成7年3月 日本語版の翻訳公表 平成8年3月 分配・財政委員会での議論（平成10年3月まで5回） 資産・金融委員会での議論（平成9年8月まで5回） 生産・支出委員会での議論（平成10年5月まで5回） 平成12年10月 平成7年基準改定において適用</p>

（1）非金融資産の測定に関する課題

番号	タイトル	内容（未定稿 以下同じ）	関係専門委員会（変更ありえる。以下同じ）
9 10	研究開発（R&D） 特許実体	<p>○研究開発を総固定資本形成に計上。ただし、所有者に経済的利益をもたらさないものは資本形成としない。価額は直接計測できない場合は費用の合計で計測（当面は資本減耗の計測にも課題がありサテライト勘定に計上を検討）</p> <p>○特許実体は研究開発資産に含まれる。</p>	ストック 生産・支出
11	オリジナルとコピー	<p>○ライセンス使用させるためにコピーを作成した場合、生産として扱う。</p> <p>○長期のライセンス契約はフィナンシャルリースとして扱う。長期契約でない場合は、資本形成とはせず、毎年のライセンス料はレンタル料とする。最初に大きな額のライセンス料を支払い、その後の毎年の支払額が小さい場合は、最初の支払は固定資本形成とし、その後の支払いはサービスチャージとして扱う</p>	ストック 生産・支出
12	データベース	<p>○データと、データベースソフトを分けて資産計上する。</p> <p>○1年を超えて有用に活用されるデータは資産計上し、評価額は（他に満足すべき代替案がないので）コスト積み上げによる。</p>	ストック 生産・支出

13	その他の無形固定資産	○93SNAで「他に分類されない新しい情報、専門知識等で、その生産における使用が、それに対する所有権を確立している制度単位、またはその制度単位によりライセンスを付与されたその他の制度単位にのみ限定されるもの」と規定。 ○「その他の無形固定資産」の項目自体は残し、名称をその他の知的財産製品に変更	ストック
14	所有権移転費用	○所有権移転費用は引き続き固定資本形成として扱う。 ○所有権移転費用の償却は、当該資産の生涯寿命についてではなく、当該資産を購入者が保有すると思われる期間で行う。 ○データがない場合は取得年度における固定資本の消費として償却する。	ストック 生産・支出
15	資本サービスの費用	○非金融資産から生産プロセスに提供される資本サービスについて、資本の機会費用や資本の消費により計測すべきとの議論があり、本体系ではなく、補足表において評価額を計上することを検討。	ストック 生産・支出
16	政府と非市場生産者：自己資産の資本コスト	○政府等の非市場生産者の産出を計測するためにコストを集計する際、93SNAでは、固定資本の消費のみを含めており、資本の機会費用は考慮されていない。そこで、コンピューター、自動車、建物や、固定資本に計上される道路等のインフラ、公園等について資本へのリターンを計測すべき。 ○その際の収益率としては、国債の期待実質利子率が適切な指標と考えられる。	ストック 生産・支出
17	鉱物探査	○鉱物探査に関する費用を総固定資本形成として、鉱床自体と別に計上を維持。 名称を「鉱物探査と評価」に改め、項目等は国際会計基準に準じたものとする。 ○鉱床について購入されている場合は市価で、自己勘定で行われている場合は適当なマークアップを加えた費用総額で、この項目を評価する。	ストック 生産・支出
18	居住者・非居住者間における非生産資産の利用・探査権の取引	○非居住者が土地建物を取得した場合、名目上の居住者単位を創出するとともに非居住者はそれに対する金融資産を取得すると引き続きみなす。土地以外では、建物その他の不動産に関するファイナンスリースを受けている、複数年について自然資源を抽出するライセンスを持っている場合で名目上の居住者単位を創出	ストック
19	軍事費	○1年を超えて使用される軍備は資本形成と位置づける。 ○弾薬等は在庫品として扱うが、弾道ミサイルのように抑止力を継続して提供しているものは固定資本として扱う。	財政・金融 生産・支出
20	土地改良	○土地改良は、総固定資本形成としてだけでなく、自然の土地とは区別した生産資産としても計上。土地改良と自然の土地部分で土地の価値を区別できない場合、どちらが価値のより大きな部分を占めるかに応じて分類する。 ○土地開墾等、当該土地に不可欠であり土地所有者が行うものは、土地改良に含める。 ○護岸、堤防等の政府が行うことの多い活動は構造物に分類する。	ストック
21	契約、リース、ライセンス	○契約、リース、ライセンスについて、以下の各項目を明確化 ・固定資産に係るオペレーティングリースとファイナンスリース ・契約が資産とみなされる場合（下請契約や、将来固定価格による取引等価格差から利益を得ることが可能なもの） ・取引可能な政府の許可は一部を資産（許可証の当初の所有者が当該許可証を現在価格よりも高い価格で売ることが可能である場合のみ資産） ・契約価格と相当する一般価格の差異は既存リースの扱いに影響を与えうるか	生産・支出 財政・金融
22	のれん及びその他の非生産資産	○項目を「買入のれん」から「買入のれん及びマーケティング資産」と変更し、商標やブランドも含める。 ○「買入のれんとマーケティング資産」の価値は、法人/非法人で統一的に、そのビジネスの購入価額が、購入されなかった場合にSNAで把握している資産負債差額を超える額として評価。（現状ではのれんは、企業が売却されたときのみ記録されており、法人企業では株式購入価額が購入直前の株式価額を超過する額、非法人では購入価額が正味資産を超過する額）	ストック
23	固定資産の陳腐化と消費	○資産価格について、一定の質を持った資産の価格とする。	ストック
26	育成資産	○育成資産に関する定義をより明確にするため、以下の文言を挿入する。 「育成資産は、飼育、酪農、荷役用の家畜と、葡萄園、果樹園、その他樹木のような反復生産されるものであって、『その自然的成長及び世代交代が、』制度単位の直接の支配、責任、管理の下にあるものをいう。」	生産・支出 ストック
27	資産の分類と用語	○資産の分類について、有形・無形の区別を廃止し、「契約、リース、ライセンス」、「のれんとマーケティング資産」の追加等の変更	ストック
28	非生産資産の償却	○携帯電話の周波数の利用権（無形非生産資産）は残存期間が短くなるにつれて減少するので、その分、周波数（これは有形非生産資産）の価値が上昇することになる。現状では、これらは経常勘定では認識されず、資産勘定の「その他の増減」としている。	ストック

		この扱いの存続の可否について合意されておらず、合意されない場合は現状の扱いとする。	
29	非生産無形資産の資産境界	○将来の政府収入の扱いについては、論点 25 の討論に加えることで合意し（特に、付随単位・政府管理の SPE）。「その他の無形非生産資産」という資産カテゴリーを削除するとの提案	ストック
30	「経済的資産」の定義	○93SNA では、SNA で記録される資産（経済資産）を次のとおり規定(10.2)。 (a) それに対する所有権が、制度単位により個別あるいは集成的に行使されるものであり (b) そこから、それを一定期間にわたり保有または使用することにより、所有者が経済的利益をひきだすことができるようなものである。 ○この定義では、金融派生証券やリスクの扱いが不明確であり、定義を改める。	ストック
31	資産としての水資源	○水資源を拡大して、地下の帯水層やその他の地下水資源に加え、河川、湖、人口貯水池、その他の地表貯水池を加える。鉱物資源を価額評価する方法と同じように評価すべきだが、利用料に基づく推計値など現実的な代替策が必要 ○地表水は個別の価額評価が難しい場合は土地か水に配分 ○汚水の排出に料金がかかる場合、それを勘定に記録する。	ストック

(2) 金融に関する課題

番号	タイトル	内容	関係専門委員会
1	現先取引（レポ）	○現先取引（レポ）（相当する資産を特定の価格で買い戻す約定をした証券その他の資産の売却）について、記録方法改善（扱いは 93SNA 踏襲）	財政・金融
2	雇主による年金制度の取扱	○本体勘定以外に、補足的な表を設け、将来の年金支払いに関する負債を計上。本体に計上する年金制度とこれの区分を明らかにする。	財政・金融
3	雇用者ストックオプション	○雇用者のストックオプションを一部雇用者報酬として扱う。	勘定体系・新分野
4 a 4 b 38c	不良債権 貸付と預金の価額評価：不良債権の償却と利息未払 延滞債務への発生主義の適用	○不良債権についても未払利息の FISIM を計測。 ○価額評価について、企業会計標準の検討と同様、市場価格とすべき。 ○延滞債権の発生時期の認識及び記録は、他のマクロ経済統計との調和を考慮して検討（債権が延滞になった時点では取引は記録せず、引き続き元の同じ商品として負債が記録。延滞債権について条件を変更して契約を結び直した場合は、それを取引として記録。）	財政・金融
5	非生命保険	○巨額の保険請求案件の発生の場合、例外的な保険金請求は、経常移転ではなく資本移転として記録する。保険会社の自己資金から生ずる収入を、保険会社の産出額から除外。	財政・金融
6 a	金融サービス	○金融法人企業において、単純な仲介の重要性は減って、金融資産のポートフォリオ管理をより重視する方向となっていることから、金融法人企業の定義を拡大、非金融機関は FISIM を生まない（明示的な手数料を産出額として認識）とし、貸付と預金についてのみ FISIM を計算する。 ○リスクフリー金利を「参照利子率」として、FISIM を計算する。FISIM の計測を指定。	財政・金融
6 b	中央銀行の産出額の配分	○中央銀行の生むサービスを市場外サービス／市場サービスに分類し、市場外サービス（貨幣の発行等）はコストアプローチにより計測して政府最終消費支出に計上すべき。 ○市場サービスは FISIM で推計する（ただし代替的手法としてコスト積上方式も容認） ○中央銀行の金利が政策的に高く or 低く設定されていることが明白な場合には、税金 or 補助金として計上すべき。	財政・金融
37	信用保証の付与と実行	○債務保証を、①金融派生商品による保証、②標準的保証（輸出信用保証のように、標準化され大量に発行される保証）、③単発保証 の 3 つに分類して記録 ①金融派生商品による保証は、金融派生商品として扱う。 ②標準的保証は、非生命保険と同様の扱いとして記録する。保険準備金の定義を広げ、「保険及び標準的保証に対する準備金」に計上する。 ③単発保証の付与は不確定資産/債務と見なされ、金融資産/負債とは見なされない。	財政・金融

42	投資信託、保険会社、年金基金の留保利益	○現状、主体の留保利益は通例、所有者ではなく、当該主体の所得と貯蓄として扱われている。しかし、生命保険会社、年金基金、外国直接投資会社については例外が適用されており、保険加入者、受益者、または所有者への帰属流出（支出）があり、彼らから同等の金融勘定流出がある。 ○財産所得の項目に、新たに「投資ファンドの所有者に帰属する財産所得」というカテゴリーを設け、そこに所有者に帰属する財産所得を発生ベースで記録。	財政・金融
43a 43b 43c 43d	指数連動型債権証券 外貨建て債務 優遇金利 証券貸付及び金借入に対する支払手数料	○潜在的に変わりやすい指数を使う場合の利子計算の基本原則を変更し、各期間の支払利子の額は商品の予想償還価格を参考に算出し後で修正しないこととする。この場合、利子の合計は必ずしも償還価格マイナス発行価格に等しいとは限らない。 ○債権証券が外貨に連動している元金とクーポンの両方を含む場合、両者に関する債権証券の取引は、その決済通貨が違っても当該外貨を参照して算出する。勘定の通貨と決済の通貨を明確に区別すべきである。 ○発展途上国に対する低利子貸付を、貸し手から借り手への移転とみなすことを検討したが、現時点では補足情報として記録することとし、「将来的な研究課題」とすることとした。 ○証券貸付に使う証券の所有者と金借入に使う金の所有者（配分または未配分金勘定のいずれであれ）に対する支払手数料は従来どおり利子として記録	財政・金融
44	金融資産の分類	○貨幣用金と SDRs ・「配分済み金勘定」と「未配分金勘定」について、未配分金勘定は金融資産及び負債として扱い、外貨預金とともに区分する。配分済み金勘定は引き続き貴重品または現時点での在庫として扱う。 ・SDR を配分を受け取る国の負債として扱い、SDR の配分と取消を取引として記録する。SDR の資産と負債の各面は別々に記録する。 ○預金と貸付 ・区分従来どおりとする。金融機関間の取引は研究課題 ○株式以外の証券 ・名称を債権証券に変更 ○その他分類の変更	財政・金融

(3) 政府・公的部門に関する課題

番号	タイトル	内容	関係専門委員会
7	保有利得に関する課税	○現状、キャピタルゲインは所得から除かれている一方、キャピタルゲインに対する課税は税に計上されており、その分、所得は減少することから、キャピタルゲインを所得に含めることが提案されたが、現行どおりとする方向。ただし、可能な限り、サブカテゴリーとしてわかるよう扱う。	財政・金融
24	官民パートナーシップ (PPP) (BOOT 方式含む)	○官民共同事業について、本体系に盛り込まず、補遺で、所有者を判断する指針を記述。 ○会計的な記録方法については、国際公共部門会計基準(IPSAS)の結論を待つ。	財政・金融
25e	非居住の政府により支配される在外特別目的会社	○政府が外国に特別目的会社を設立し、政府と当該会社との間で経済的取引無しに政府借入や海外への支払いを行う場合、政府と当該会社との間の取引を帰属計算	財政・金融
34	政府と公的企業の取引（資本注入、配当等）	○公的企業から政府への、準備金取崩しや資産売却を資金源とした例外的支払は、資本の引上として記録する。(現状では配当) ○政府から公的企業・準公的企業への、累積損失補填や投資交付金として行われる例外的な支払は、資本移転として記録する。(現状では政府から公的準企業への支払いは、純資産額への付加として記録) ○政府から公的企業・準公的企業への、商業的理由で行われ政府の請求権の増加となるような例外的支払は、増資として記録。	財政・金融
35	税収、未収税及び税額控除	○税収は発生主義で記録するが、回収の見込みのない未収税は計上しない。 ○免除額が負担額を上回る場合は、政府が支払う税額控除は政府支出として記録し、加えて、支払った税から払い戻しを受けた支払い税額控除額を記録することが推奨。	財政・金融
36	民間/公的/政府の部門分類	○分類（分類の過程、「支配」、「経済的に意味のある価格」の意味等）の明確化。	財政・金融

(4) 海外に関する課題

番号	タイトル	内容	関係専門委員会
25c	多国籍企業	○多国籍企業は、IMF 国際収支マニュアルに従って各国に配分	生産・支出
25d	非居住非法人単位	○法人格を持たない在外事務所であっても、それが置かれている国の所得税法の適用を受ける場合には、その国の居住者として扱う。物理的実体の有無は条件としない。	生産・支出
38a 38b	経済的所有権の移転（用語） 移住に伴う資産等の移動の取扱	○法的所有権と経済的所有権の違いについて指針を与え、所有権に関する適切な決定等について検討 ○個人の移住に伴う財の移転は、輸出入から除外。資産負債の移動は、「資産のその他の量的変動」として記録	生産・支出 勘定体系・新分野
39a 39b 39c 39d	「国民経済」の意味 「経済的利害の支配的中心」 概念の導入 ほとんどあるいはまったく 物理的存在のない主体の居 住地 一時的労働者	○「国民経済」をより詳しく定義 ○複数の国に関連する単位について「経済的利害の支配的中心 predominant center of economic interest」を導入する。 ○（25d 参照） ○複数の国にまたがっている一時的労働者の扱いについて、学生や患者は留学や治療の期間に関わらず母国の居住者とする。また、船員は船上以外で最も滞在期間の長い国を本国とする。	生産・支出 勘定体系・新分野
40	加工中の財	○輸出入は所有権の移転を伴う場合にのみ計上するという概念を厳格に適用すべき	生産・支出
41	仲介貿易	○中継貿易（製造、卸小売、商品デューリング）は、現在はサービス取引としてネットベースで記録されているが、財の輸出入としてグロスベースで記録。 ○輸出入の差額を財の純輸出として記録し、在庫として保有していた間の評価額の増減を除いた額を、貿易会社の産出として、卸小売サービスに計上する。	生産・支出

(5) その他

番号	タイトル	内容	関係専門委員会
8	高インフレ下の利子	○高インフレ化の保有利得の名目値と金融資産の利子の扱い	勘定体系・新分野
25a	付随単位	○一定の条件を満たす付随単位は個別単位として扱うこととする。その産出額は、費用＋営業余剰を（適切な指標により）按分したものととして計測する。 一方、法的ないし税制上の理由から設立された付随単位については、93SNA の扱いを踏襲し、本社と一体として扱う。	勘定体系・新分野
25b	持株会社、特別目的会社、信託	○重要な生産を行っていない持株会社は、「その他の金融（仲介）機関」として扱う。 ○特別目的会社は、一定の条件を満たす場合は、制度単位として扱う。特別目的会社独自の産業部門は創設せず、その事業の内容に応じ、既存の産業部門に分類。 ○法的主体として設立された信託ファンド・投資ファンドは、たとえ雇用がなくとも、制度単位として扱う。 ○再生機構が、予め定められた政府方針を実行するためだけに行動し再生活動に関する金融商品の転換のリスクを負わない場合は、一般政府部門に分類。一方、再生機構がリスクを負い再生に係るコストを決定できる場合は、金融機関に分類。	勘定体系・新分野 財政・金融
32	非公式部門	○他の機関における非公式部門の定義ぶりを参照しつつ、同部門に関する概念上の基本について論ずる章を設けるべきである。	勘定体系・新分野
33	非合法活動	○現状においても、活動が非合法というだけでは SNA から除く理由にはならないとしており（3. 54-56）、93SNA の発表後に公表された「非観測経済に関するハドブック」では盗難や賄略を取引として扱うことを提言。 ○非合法活動は SNA に含まれる。非合法商品の生産や流通が SNA に含まれることを明確化するが、上記の盗難や賄略は取引に含めるべきではない。	勘定体系・新分野

3 基本計画関係

(1) 国民経済計算の推計枠組みに関する諸課題

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表専門委員会（仮称）を設置し、狭義の国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	産業連関表（仮称）	平成 21 年度中：国民経済計算部会を開催し、専門委員会を設置する。
固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）につき、改訂される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。	ストック 生産・支出	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に導入を目指す。
産業連関表（基本表）についても、その推計値に基づき導入を行う。	産業連関表（仮称）	平成 22 年表作成時に実施
FISIM（間接的に計測される金融サービスについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計値への導入については、検討結果いかんによっては、本系列への移行後においても、FISIM 導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、ユーザーに対する十分な説明が求められる。	財政・金融	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に移行
自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。	生産・支出 ストック	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に実施 ※ R&D とともに、サテライト勘定として整理することも念頭 ※ 委託研究を実施
一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改訂を行う。	生産・支出 ストック	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時 ※ 委託研究を実施
公的部門の分類について、総務省をはじめとする関係府省等の協力を得て、93SNA の改定で示された判断基準に即して分類・格付けを見直すとともに、統一化を図る。	財政・金融	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に実施
公的分類の産業連関表との統一化、導入	産業連関表（仮称）	平成 22 年表作成時に実施
国民経済計算における制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて検討する。	勘定体系・新分野	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時導入を目指す
93SNA の改定について可能な限り早期に対応する。	各専門委員会	平成 22 年基準改定を待たずとも、可能なものから年次改定において対応する。

(2) 国民経済計算の基準年次推計に関する諸課題

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
国民経済計算及び産業連関表（基本表）について、詳細な使用・供給表と X 表からなる体系（SUT/IOT）に移行することについて検討する。	勘定体系・新分野 産業連関表（仮称）	平成 21 年度から開始
制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計のベンチマークとなる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表（固定資本マトリックス）など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	勘定体系・新分野	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時導入を目指す
間接税・補助金に関する基礎データ及び各種一次統計における間接税取り扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けた検討を実施する。	勘定体系・新分野 産業連関表（仮称）	平成 22 年表作成に間に合うよう検討を実施する。

「経済センサスー活動調査」の調査票に中間投入に関する調査事項を可能な限り盛り込む方向で検討し、産業・商品（生産物）分類体系、経済センサス、及び SUT/IOT といった連携の下で、ベンチマーク年の産業連関表作表における精度向上を行う。その際、記入者負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。		
--	--	--

（３）国民経済計算の年次推計に関する諸課題

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
年次 SUT/IOT のもとで、支出と生産の二面アプローチによる測定値の調整・検討を行うことができるよう、そのフレームワークを構築する。	勘定体系・新分野 産業連関表（仮称）	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定までに導入
制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得アプローチによる GDP を開発し、三面アプローチによる精度検証を行う。	勘定体系・新分野	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定における導入を目指す。
内閣府及び経済産業省は、国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表（延長表）について、産業・商品（生産物）分類における統合、国内生産額や最終需要など共通項目部分に関して、測定方法や基礎統計の差異を検討した上で、整合性の確保を行う。また、平成 22 年基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	生産・支出	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定までに段階的検討を行う。
コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法（需要サイド）と物的推計法（供給サイド）を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。 コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要は最早見出されないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	生産・支出	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時より段階的導入 平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定までに実施
関係府省等の協力を得て、月次の「サービス産業動向調査」では捉えきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための統計整備、個人企業の活動把握などに資する統計の整備、企業統計を事業所ベースに変換するコンバーターのあり方、公式な労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などにつき、具体的な結論を得る。	生産・支出	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時までに結論を得る。
関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格（生産者価格・基本価格・購入者価格等）の概念と、利用する価格指数のそれについて整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	勘定体系・新分野	平成 21 年度より実施

（４）国民経済計算の四半期推計（QE）に関する諸課題

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
GDP 統計の改訂要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョン・スタディ」を早急に実施して、「改訂幅」の大きさの評価やその原因究明を図る。	生産・支出	平成 21 年度中に実施
関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手	生産・支出	平成 22 年度末まで 1～2 年程度かけて望ましい手法

法のメリット・デメリットを検討する。		について結論を得る。
QE 推計に用いる基礎統計（「家計調査」、「法人企業統計季報」等）には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが QE の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省の協力を得て、基礎統計のノイズ処理について検討し、可能なものから実施する。	生産・支出	検討は平成 21 年度中に行う
QE 推計に利用する基礎統計の最適な選択（需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む）について検討する。	生産・支出	平成 21 年度中に検討
関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、QE と確報の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①QE と確報に用いる基礎統計間の関係の整理（例：工業統計と経済産業省生産動態統計の乖離縮小）、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録の活用等の課題について検討する。	勘定体系・新分野	
内閣府は、QE 推計で用いている「生産動態統計」の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、「生産動態統計」と「工業統計」をリンケージした、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	生産・支出	平成 21 年度末までに実施
①QE で提供される情報の充実（分配面の情報の充実等）、②長期時系列計数の提供等、GDP 統計に対する利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	勘定体系・新分野	
生産面からの QE 推計を検討するとともに、当面は、QE 推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、「サービス産業動向調査」を中心として検討する。	生産・支出	平成 22 年以降、順次実施
関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの QE 推計を行うことを検討する。	勘定体系・新分野	平成 25 年度末までに結論を得る。
財務省及び日本銀行は、「国際収支統計」の公表の早期化を検討する。 内閣府は、上記の検討結果を踏まえ、1 次 QE と 2 次 QE の改訂幅の縮小するため国際収支統計の計数を活用することを検討する。	生産・支出	平成 21 年度末までに結論を得る。
総務省は、内閣府等と協力し、QE の精度向上に資するよう「家計消費状況調査」の調査項目を拡充し、単身世帯も含め、十分な調査世帯標本数を確保することを検討する。	生産・支出	平成 25 年度末までに結論を得る。
財務省は、「法人季報」の資本金 1000 万～2000 万円の標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	—	平成 25 年度末までに結論を得る。
財務省、総務省、内閣府は、公共事業予算の執行状況に関する統計について、中央政府だけでなく地方分も含めた整備を検討する。	財政・金融	平成 25 年度末までに結論を得る。
「政府最終消費」の中の「雇用者報酬」を推計するために、四半期ベースの公務員数、賃金の情報が必要である。中央政府分については、内閣府は、関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用により把握することが出来ないかを検討する。地方政府分については、総務省が四半期ベースで標本調査を実施することを検討する。	財政・金融	平成 25 年度末までに結論を得る。
厚生労働省は、「毎月勤労統計調査」の 5～29 人事業所の調査において、標本替えを工夫することで、所定内給与等の断層をなくすための取組を検討する。 「毎月勤労統計調査」の離職事由を「解雇、退職」、「転勤等」に分離すること等により、企業を退職した人の比率を把握する工夫を検討する。また、「毎月勤労統計調査」で退職金を調査することを検討する。	勘定体系・新分野	平成 25 年度末までに結論を得る。

(5) 国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握（財政統計の整備）

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
政府財政統計（GFS）について、総務省をはじめ関係府省等の協力を得て、主要項目について推計・公表するように取り組む。	財政・金融	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時を目途に実施
資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は他制度部門にも共通する課題であり、関係府省等の協力を得つつ、これらの課題に取り組むとともに、推計方法等を検討し、推計・公表することについて結論を得る。	財政・金融 ストック	平成 25 年度までを目途に実施
総務省をはじめ関係府省等の協力を得て、中央政府の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータを当該 2 桁分類に分類し、地方政府の項目については、「地方財政状況調査」（総務省）の分類と対応が取れる項目の整備や、対応がとれない項目の推計方法について検討し、COFOG の 2 桁分類による政府支出推計を行う。	財政・金融	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時を目途に実施

(6) 国の基盤の実情を明らかにする統計情報の把握（ストック統計の整備）

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
ストック推計方法として国際的に標準となっている恒久棚卸法（PIM）によってフロー量（投資）と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」、及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	ストック	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時導入を目指す 現在、資本ストック統計整備に関する委託研究を実施中
固定資本ストックマトリックスの更なる精度向上に努めるとともに、93SNA の改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	ストック	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時に実施
物的ストック調査としては、「住宅・土地統計調査」（総務省）や「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）があり、土地及び法人所有の建物については金額評価の推計が行われている。その物的アプローチと PIM は代替物ではなく補完的である。関係府省は、方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両アプローチによる推計値の相互の精度検証を行う。	ストック	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時に実施
固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、「民間企業投資・除却調査」（うち投資調査）において資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	ストック	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に実施
生産的資本ストック及び純資本ストックを測定するためには、資産別経齢プロファイル（経齡的な効率性及び価格変化の分布）をとらえる必要があり、「民間企業投資・除却調査」（うち除却調査）の調査結果の蓄積とともに、行政記録情報や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	ストック	平成 22 年秋以降：平成 17 年基準改定時に実施
関係府省等の協力を得て、「国富調査」による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	ストック	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時までに結論を得る。
現行では企業ベースの統計に依存して設備投資の産業格付けが行われていることが多いが、企業－事業所変換、あるいはより直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適切に分類するための手法を関係府省等の協力を得て検討する。	ストック	平成 27 年秋以降：平成 22 年基準改定時までに結論を得る。

(7) その他

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
○ 研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための研究開発のコンソーシアムを形成し、SNA等の加工統計の構築プロセスなど、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	勘定体系・新分野	平成 21 年度から実施
○ 観光に関する統計の整備 国土交通省は、内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定（TSA）の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定（TSA）の本格的な作成及び公表を行う。	—	平成 22 年度までに実施

4 平成 17 年基準改定関係

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
遡及範囲	勘定体系・新分野	平成 22 年秋：平成 17 年基準改定公表
分類体系の見直し（生産性分析の環境整備、経済活動分類の整合性の確保等）	勘定体系・新分野 生産・支出	同上。
制度部門分類基準の国際基準との調和	財政・金融	同上。（基本計画の検討を参照）
一般政府部門と政府サービス生産者の範囲を一致させる取り扱いの見直し	財政・金融	同上。
G F S の整備、S N A 財政推計の拡充（COFOG 2 桁分類への対応、社会保障統計との調和を含む）	財政・金融	同上。（基本計画の検討を参照）
公的企業と一般政府間の例外的な資金のやり取りの記録方法	財政・金融	同上。（93SNA の改定の検討を参照）
改正リース会計基準への対応（ファイナンシャル・リースの取り扱い）	財政・金融	同上。
CO2 排出権をめぐる取引・資金フローが広がっており、排出権を S N A の資産境界に含めるべきかどうか	勘定体系・新分野	同上。
工業統計における転売の扱い等	生産・支出	同上。
自社開発ソフトウェアの固定資本計上	ストック	同上。（基本計画の検討を参照）
育成資産の仕掛品在庫の扱いの見直し	生産・支出	同上。（基本計画の検討を参照）

5 その他

項目	関係専門委員会	検討スケジュール等
経済センサス導入に伴う検討	生産・支出	引き続き、関係府省との調整・統計委員会懇談会への報告 10月15日：国民経済計算部会への検討状況の報告 統計委員会への部会報告 12月：基本計画に関する答申 以降、経済センサス結果の利用、確報推計のあり方の具体的な決定
サービス産業動向調査導入に係る検討	生産・支出	平成21年12月：平成20年分も含めて結果を公表 以降、結果を検証した上で、導入を検討
平成19年確報、平成18年確々報	勘定体系・新分野等	平成20年11月～：公表 (主な課題) ・ミス防止の徹底 ・雇用者報酬(雇主の社会負担)の厚生年金基金分の推計について ・年金基金の産出額の厚生年金基金分の推計について ・土地資産額推計における地価上昇分への対応
推計システムの最適化	勘定体系・新分野	引き続き、システム開発 平成23年4月：新システム稼働・旧システム廃止
時系列整備(1980年までの12年基準の遡及)	勘定体系・新分野	平成21年春ごろ目途：公表
通常の推計作業やSNAの拡充のためのスタッフ数の拡充	勘定体系・新分野	※ IMFの国民経済計算に関する評価報告書(Report on the Observance of Standards and Codes(ROSC)-Data Module)に記載の具体的な改善点(以下の項目同じ。)
四半期速報を生産系列にも拡張し、公表	生産・支出	※ 基本計画の検討を参照
産出額を評価する際の消費税の取扱について、ネット・アプローチ(消費税を含まない評価)を採用	勘定体系・新分野	※ 基本計画の検討を参照
基礎統計の拡充(サービス産業に関する基礎統計を全般的に拡充するとともに、四半期速報の必要な短期統計を拡充)	勘定体系・新分野 生産・支出	※ 基本計画の検討を参照
支出系列の四半期速報公表後の改定について、十分な分析を行い、その結果を公表	生産・支出	※ 基本計画の検討を参照